



第3期熊取町地球温暖化対策実行計画

平成 24 年3月

熊 取 町

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の期間.....	4
第3節 計画の対象範囲.....	5
第4節 温室効果ガスについて.....	6
第5節 温室効果ガスの算定.....	7
第2章 温室効果ガスの排出状況	10
第1節 活動量.....	10
第2節 温室効果ガス総排出量.....	11
第3章 削減目標	13
第1節 目標設定についての考え方.....	13
第2節 削減目標.....	14
第4章 具体的な取組	15
第1節 日常的な取組.....	16
第2節 省エネルギー・省CO ₂ 設備導入に関する取組.....	19
第5章 実施・運用について	21
第1節 作業の内容.....	21
第2節 公表（住民への啓発）.....	22
第3節 推進体制.....	23
— 資料編 —.....	25
資料Ⅰ 本町の活動量及び温室効果ガス排出量の推移.....	25
資料Ⅱ 熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱.....	26
資料Ⅲ 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）.....	29

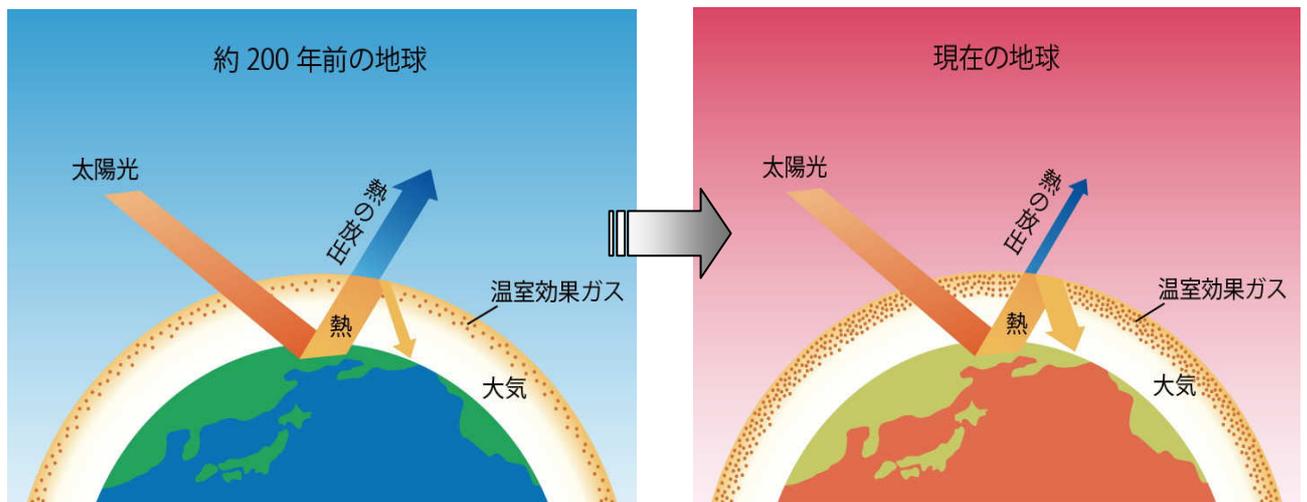
第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

1. 地球温暖化のメカニズム

地球の地表付近の気温は、太陽から届く日射エネルギーと地球から宇宙へ出ていく熱とのバランスで決まります。もし、熱のやり取りがこれだけならば、地表への日射が途切れたとたんに、熱を放出するのみとなり、急激に地表は冷えていくはずですが、ところが、大気中には、二酸化炭素などの温室効果ガスがあるために、地表から放出される熱のうちの何割かを吸収して大気は温まります。温められた大気は、再び熱を宇宙空間や地表に向かって放射し地表を温めます。こうして、地表付近の気温は、全地球平均で15°C前後に保たれ、人間や動植物にとって住みよい環境になっています。

しかし、この温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになると、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表へ再放射される熱が大きくなり、地表付近の気温が徐々に上昇してきています。この現象を「地球温暖化」といいます。



温室効果ガスは、発電、各種製品の製造、車両の運行、オフィス活動、廃棄物の処理など、私達の日常生活を含む社会経済活動のあらゆる場面から排出されています。

2. 地球温暖化の影響

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」^{※1}による地球温暖化に関する調査が進み、2007(平成19)年2月に公開された「第4次評価報告書」^{※2}によると、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定しました。また、このような地球温暖化がそのまま進行すると次のような地球の生態系や人類の生存まで脅かすような深刻な問題を引き起こすおそれがあることが指摘されています。

- (1) 海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- (2) 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- (3) 生態系への影響や砂漠化の進行
- (4) 農業生産や水資源への影響
- (5) 人の健康への影響(マラリアなどの感染症の発生数の増加など)

※1 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化問題の科学的側面について討論を行う場として、UNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置され、世界の科学者を1千人以上動員し、最新の科学的知見を集大成し、世界にレポートを公表している。

※2 第4次評価報告書

第4次評価報告書は、第1～第3の各作業部会報告書及び統合報告書から構成され、今般の第1作業部会報告書に引き続いて、第2・第3作業部会報告書の審議・承認・公開が順次行われ、2007年11月に統合報告書が承認・公開された。

3. 計画の背景と目的

地球温暖化問題は、人類が繰り返してきた大量の生産・消費・廃棄型のライフスタイルが主な要因と考えられており、問題解決のためには、人類全てが日々の生活を見直していくことが必要になります。

1997(平成9)年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書」が採択され、その後2005(平成17)年2月に発効となり、我が国は、「2008(平成20)年から2012(平成24)年の第1約束期間に、温室効果ガスの総排出量を1990(平成2)年レベルから6%削減する」との目標が義務づけられました。

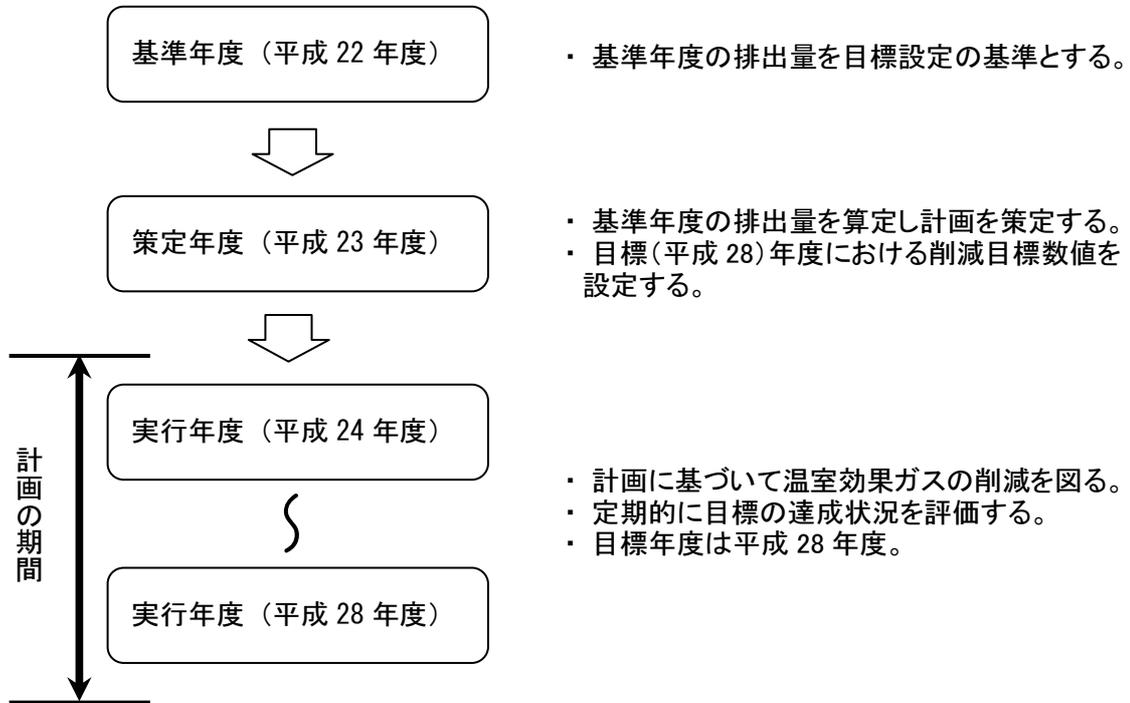
2011(平成23)年12月に開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、京都議定書の延長期間である「第2約束期間」の設定に向けて合意はされたものの、我が国は第2約束期間へは参加しないことを表明し、その立場を反映した成果文書が採択されました。

しかしながら、地球温暖化対策は今後も不可欠であり、また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)第20条の3の規定により、市町村は、「京都議定書目標達成計画」を勘案して、その自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための『実行計画』の策定が義務づけられています。

本町では2007年(平成19)年3月に策定した「第2期熊取町地球温暖化対策実行計画」が2011(平成23)年度に計画期間が満了することに伴い、2012(平成24)年度以降においても、町自らが、事業者及び消費者として他の模範となる率先的な行動を一層促進し、職員が一丸となって、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進めるため、「第3期熊取町地球温暖化対策実行計画」を策定します。

第2節 計画の期間

本計画は、平成22年度を基準年度とし、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。(以下参照)



第3節 計画の対象範囲

本計画の対象は、本庁及び出先機関を含めた全ての事務・事業を対象とし、表1-3-1に示す組織・施設を対象とします。また、指定管理者制度を導入している施設についても、本計画の対象とします。

表1-3-1 計画の対象範囲

対象組織		施設など	備考
企画部	企画財政課	防犯灯	
	広報公聴課		
総務部	総務課	役場庁舎(共用公用車)	
	総合対策室		
	人権推進課		
	税務課		
	税務課納税室		
	契約検査課		
住民部	住民課		
	にぎわい創造課	熊取駅前住民サービスコーナー(駅下にぎわい館)	
	環境課	大原衛生公苑、斎場、永楽墓苑	
	美しいまちづくり推進室		
	環境センター	環境センター	
健康福祉部	健康課		
	高齢介護課		
	福祉課	熊取ふれあいセンター、老人福祉センター	【指定管理施設】 老人福祉センター
	子ども家庭課	保育所(5)	
	保険年金課		
事業部	まちづくり計画課		
	道路課	放置自転車等保管所、自由通路(駅前広場)、道路灯	
	水とみどり課	野外活動ふれあい広場、長池オアシスセンター、奥山両山自然公園・その他公園(83)	【指定管理施設】 野外活動ふれあい広場
	会計課		
上下水道部	上水道課	上水道施設(南海受水・配水場(庁舎)、中央受水場、永楽浄水場、配水池等無人施設(6))	
	下水道課	ポンプ場(中継ポンプ場(2)、マンホールポンプ場(37))	
議会事務局	議会事務局		
消防本部	総務課	消防署(庁舎)、消防団器具庫(5)	
	警防課		
	警備第1課		
	警備第2課		
教育委員会事務局	学校教育課	小学校(5)、中学校(3)	
	生涯学習推進課	熊取交流センター(煉瓦館)、中家住宅、公民館(町民会館含む)、勤労青少年ホーム、体育館(ひまわりドーム)、町民グラウンド、町立グラウンド(2)	【指定管理施設】 体育館(ひまわりドーム) 町民グラウンド
	図書館	熊取図書館	

(※)施設名の後に付した数値は施設の数を示しています。(平成23年度末調べ)
第8保育所は、平成24年4月より廃止することから除いています。

第4節 温室効果ガスについて

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において対象となる温室効果ガスは、表1-4-1に示す6種類のガスとされています。

表1-4-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	特徴	主な排出源
二酸化炭素(CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、日本では、温室効果ガス全体の9割以上を占めている。	化石燃料の燃焼、電気の使用、一般廃棄物の焼却等
メタン(CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分。	公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理等
一酸化二窒素(N ₂ O)	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。麻酔作用がある。	公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用。	カーエアコンの使用等
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用。	冷凍空調の冷媒等
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として利用。	開閉器等の電気器具の電気絶縁体等

※ パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)については、排出量の把握が困難であり、また、排出量も微量であると考えられることから、本計画の対象外とします。

第5節 温室効果ガスの算定

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、活動項目ごとに把握した活動量に、対応する「排出係数」^{※1}を乗じた後、さらに「地球温暖化係数」^{※2}を乗じることによって二酸化炭素換算にした温室効果ガス排出量を算定します。(図1-5-1参照)

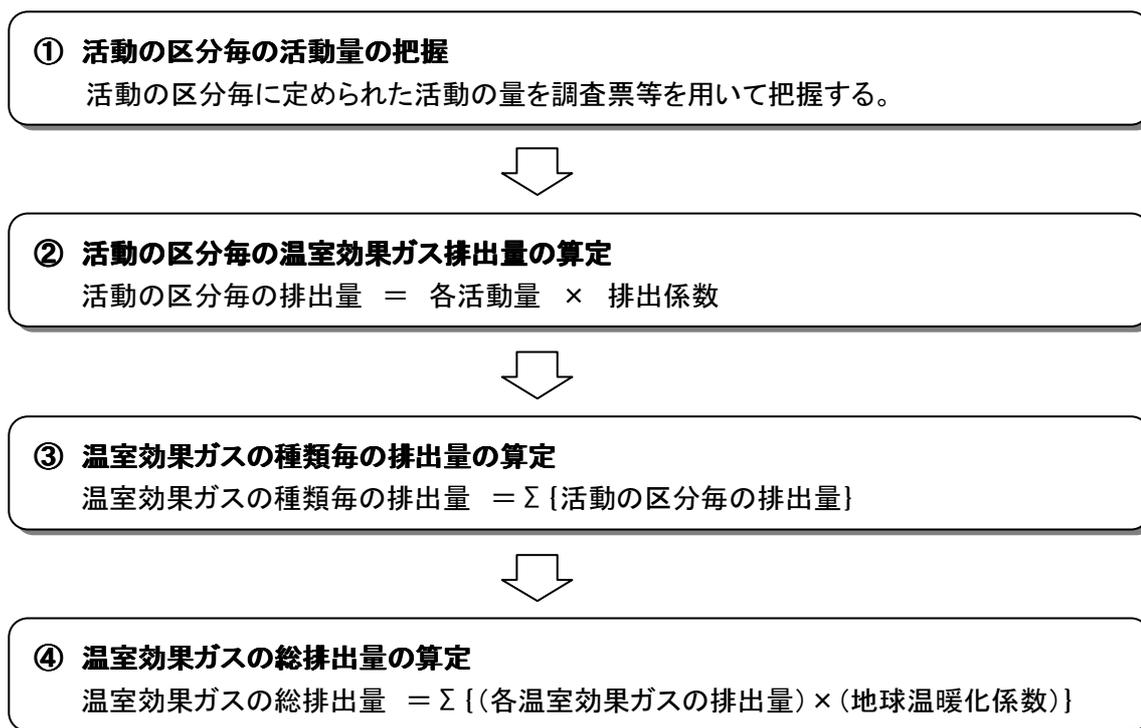


図1-5-1 温室効果ガス排出量算定の手順

※1 排出係数

ある活動をした場合の量(活動量)に乗じることによって、温室効果ガス排出量を算定する係数。

※2 地球温暖化係数

各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の程度に対する比で示した係数。

2. 計画で用いた排出係数及び地球温暖化係数

本計画期間における排出係数及び地球温暖化係数は、平成 17 年2月の京都議定書の発効に伴い施行された地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条(平成 22 年3月3日一部改正)に規定されている排出係数(表1-5-1～表1-5-4)を用いるものとします。

表1-5-1 二酸化炭素(CO₂)の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単位	排出係数	地球 温暖化 係数	備考
ガソリン	L	2.32	1	活動量は使用量
灯油	L	2.49		
軽油	L	2.58		
A重油	L	2.71		
液化石油ガス(LPG)	Kg	3.00		
都市ガス	Nm ³	2.29		
電気	Kwh	0.311		
天然ガス(自動車用)	Nm ³	2.22		
一般廃棄物に含まれる廃プラスチック焼却量	kg	2765		活動量は焼却量

※ 都市ガスの排出係数は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の規定による定期報告にて用いている都市ガス供給事業者である大阪ガス株式会社の排出係数です。

※ 電気排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき、経済産業省及び環境省から平成 24 年 1 月 17 日付で公表されている平成 22 年度の関西電力株式会社の実排出係数です。

表1-5-2 メタン(CH₄)の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単位	排出係数	地球 温暖化 係数	備考
ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000010	21 活動量は走行距離
	軽自動車	km	0.000010	
	普通貨物車	km	0.000035	
	小型貨物車	km	0.000015	
	軽貨物車	km	0.000011	
	特殊用途車	km	0.000035	
軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002	
	普通貨物車	km	0.000015	
	特殊用途車	km	0.000013	
一般廃棄物(連続式焼却施設)	t	0.00095	活動量は焼却量	
一般廃棄物(准連続式焼却施設)	t	0.077		

表1-5-3 一酸化二窒素(N₂O)の排出係数と地球温暖化係数

活動項目		活動量 単位	排出係数	地球 温暖化 係数	備考	
ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000029	310	活動量は走行距離	
	軽自動車	km	0.000022			
	普通貨物車	km	0.000039			
	小型貨物車	km	0.000026			
	軽貨物車	km	0.000022			
	特殊用途車	km	0.000035			
軽油	普通・小型乗用車	km	0.000007		310	活動量は走行距離
	普通貨物車	km	0.000014			
	特殊用途車	km	0.000025			
一般廃棄物(連続式焼却施設)		t	0.0567	310	活動量は焼却量	
一般廃棄物(准連続式焼却施設)		t	0.0539			

表1-5-4 ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単位	排出係数	地球 温暖化 係数	備考
HFC-134a 封入カーエアコン	台	0.010	1300	活動量は使用台数

第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 活動量

基準(平成22)年度における、計画対象施設の温室効果ガス排出に係る活動量は、表2-1-1のとおりです。

表2-1-1 基準(平成22)年度の活動量

項目		単位	活動量	備考	
燃料使用量	ガソリン	L	35,633	自動車、草刈り(大原衛生公苑、美しいまちづくり推進室)	
	灯油	L	80,446	暖房、廃棄物焼却(環境センター)、斎場	
	軽油	L	6,401	自動車	
	A重油	L	109,500	廃棄物焼却(大原衛生公苑)、暖房(小学校)	
	液化石油ガス(LPG)	Kg	40,110	給湯、調理、浴室、実験	
	都市ガス	Nm ³	231,209	給湯、調理、空調	
	天然ガス(自動車用)	Nm ³	8,664	自動車	
電気使用量		Kwh	10,316,929	照明、動力、空調、OA機器等	
自動車の走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	Km	56,457	出張、送迎、事務連絡、安全パトロール、広報、荷物運搬等
		軽自動車	Km	50,206	出張、事務連絡、安全パトロール、現場調査、徴収、家屋調査、荷物運搬等
		小型貨物車	Km	10,400	出張、現場調査、荷物運搬等
		軽貨物車	Km	127,575	出張、事務連絡、現場調査、荷物運搬等
		特殊用途車	Km	54,268	救急、消防、資機材運搬等
	軽油	普通・小型乗用車	Km	5,160	出張等
		普通貨物車	Km	1,059	廃棄物運搬(環境センター)
		特殊用途車	Km	8,669	救急、消防、廃棄物運搬(環境センター)
	カーエアコンの使用		台	73	—
一般廃棄物(連続式焼却施設)		t	12,262	環境センター	
一般廃棄物(准連続式焼却施設)		t	679	大原衛生公苑	

参考) 廃プラスチックの焼却量 1,421t (年間焼却量×プラ混入率)

一般廃棄物焼却量全量に係る廃プラスチック混入率:11.59%(過去9年間の平均)

第2節 温室効果ガス総排出量

1. 活動項目別排出量

計画対象施設からの、基準(平成22)年度における温室効果ガス総排出量(以下、総排出量という。)は、4,705,571kg-CO₂でした。

活動項目別排出量をガス別にまとめたものは、表2-2-1に示すとおりです。

最も排出の多い温室効果ガスは、二酸化炭素で全体の95.08%を占めています。

温室効果ガスの排出に最も関係している活動は、電気の使用によるもので、68.19%を占めており、次いで都市ガスによるものが11.25%、A重油によるものが6.31%となっています。

表2-2-1 基準(平成 22)年度の温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	活動の区分	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリンの使用	82,669	1.76
	灯油の使用	200,311	4.26
	軽油の使用	16,514	0.35
	A重油の使用	296,745	6.31
	液化石油ガス(LPG)	120,331	2.56
	都市ガス	529,469	11.25
	天然ガス(自動車用)	19,234	0.41
	電気の使用	3,208,565	68.19
	小計	4,473,837	95.08
メタン(CH ₄)	自動車の走行	98	0.00
	一般廃棄物焼却量(連続式)	245	0.01
	一般廃棄物焼却量(准連続式)	1,098	0.02
	小計	1,441	0.03
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	2,476	0.05
	一般廃棄物焼却量(連続式)	215,522	4.58
	一般廃棄物焼却量(准連続式)	11,346	0.24
	小計	229,344	4.87
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコンの使用	949	0.02
	小計	949	0.02
	合計	4,705,571	100.00

※ 四捨五入の関係で、表中の合計値と、個別の値の和が若干異なる場合があります。

参考) 廃プラスチック焼却に係る温室効果ガス排出量 3,929,399kg-CO₂

2. 活動分類別排出量

本町の活動項目は、以下のように分類することができます。

a 電気の使用による排出

- 発電に伴い発生する温室効果ガスの排出。
本町で使用した電気が発電された際に、発電所で排出された二酸化炭素。

b 燃料の使用による排出

- 化石燃料の焼却に伴う温室効果ガスの排出。
本町で使用される燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス(LPG)、都市ガスである。なお、ここには自動車で用いた燃料を含まない。

c 廃棄物の焼却による排出

- 環境センターや、大原衛生公苑での廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出。
一般廃棄物の焼却量から算定されるメタン・一酸化二窒素。
(参考:廃プラスチックの焼却量からは、二酸化炭素が算定されます。)

d 自動車の使用による排出

- 自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出。
自動車の走行距離から算定されるメタン・一酸化二窒素や、自動車の燃料として用いたガソリン・軽油・天然ガスの使用量から算定される二酸化炭素、カーエアコンから漏出するハイドロフルオロカーボン(HFC)134a。

上記分類別の温室効果ガス排出割合は、図2-2-1に示すとおりです。

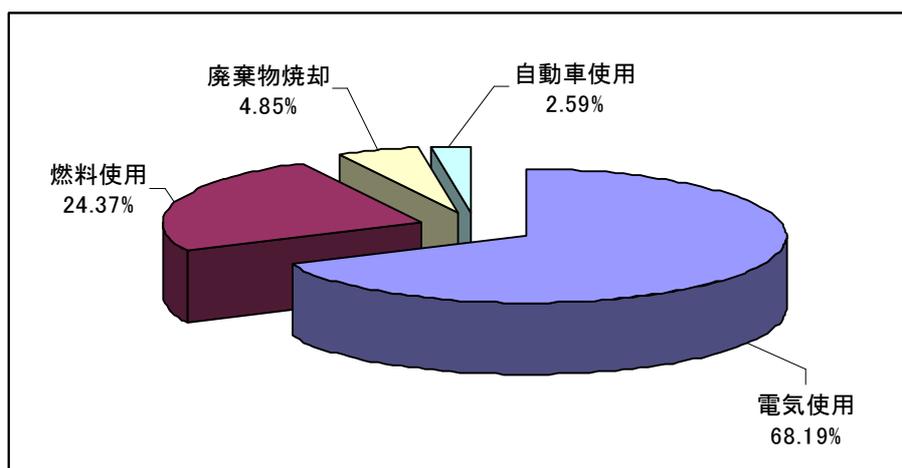


図2-2-1 活動分類別温室効果ガス排出割合

第3章 削減目標

第1節 目標設定についての考え方

我が国では、温室効果ガスの中期的な削減目標として「1990(平成2)年比で2020(平成32)年までに25%削減を目指す」とし、また、長期的な削減目標として「2050(平成62)年までに80%削減することを目指す」と掲げ、「低炭素社会」の実現を目指しています。

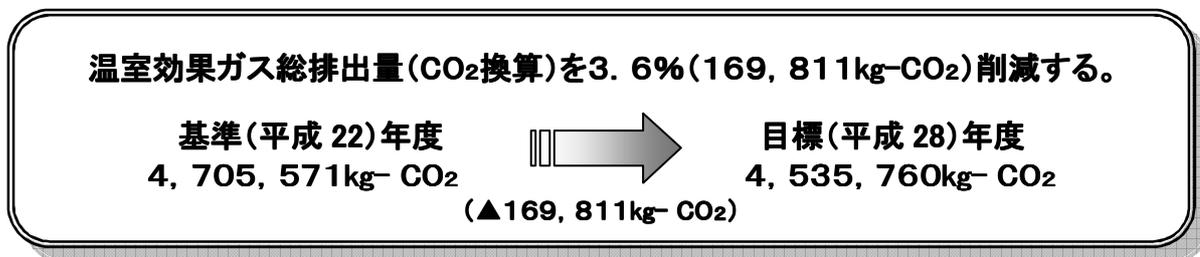
本町の削減目標数値の設定にあたっては、町職員一人ひとりが温室効果ガスの削減に対する高い目標意識を持ちつつ、個々の事務・事業の性質的な側面や、各施設の将来にわたる使用見込み等を総合的に勘案し、可能な限り国の目標に貢献すべきであることを踏まえて、削減目標数値を定めました。

なお、この削減目標数値の達成状況については、計画期間中における施設の新設、廃止、民間等への委託などによる施設数の増減を反映したうえで数値把握を行うものとしします。

第2節 削減目標

1. 総排出量の削減目標

本町の総排出量の削減目標は以下のとおりです。



※ ただし、廃プラスチック類の焼却に係る温室効果ガス排出量は除く。

2. 項目別の削減目標

本町の項目別の削減目標は表3-2-1のとおりです。

表3-2-1 項目別の削減目標

項目	基準(平成22)年度 排出量	削減目標		目標(平成28)年度 排出量
		削減目標率	削減目標数値	
電気使用量	10,316,929Kwh	▲3.2%	331,253Kwh	9,985,676Kwh
燃料使用量	19,675,832MJ	▲4.1%	813,821MJ	18,862,011MJ
自動車走行距離	313,794 km	▲5.6%	17,431km	296,363 km
廃棄物の焼却量	12,941t	▲3.6%	472t	12,469t

参考) 燃料使用量(灯油・A重油・液化石油ガス(LPG)・都市ガス)は、それぞれの燃料を熱量換算し、合計した値である。

熱量(MJ) = 燃料使用量 × 単位燃料あたりの熱量(熱量換算係数※)

※ 「単位燃料あたりの熱量」： 20ページの「表4-2-1」を参照

第4章 具体的な取組

温室効果ガスの排出量削減に寄与することを目的とした、本町が実施する主な取組は図4-1-1に示すとおりです。

なお、目標を達成するためには、これまでの取組をより一層強化していく必要があります。

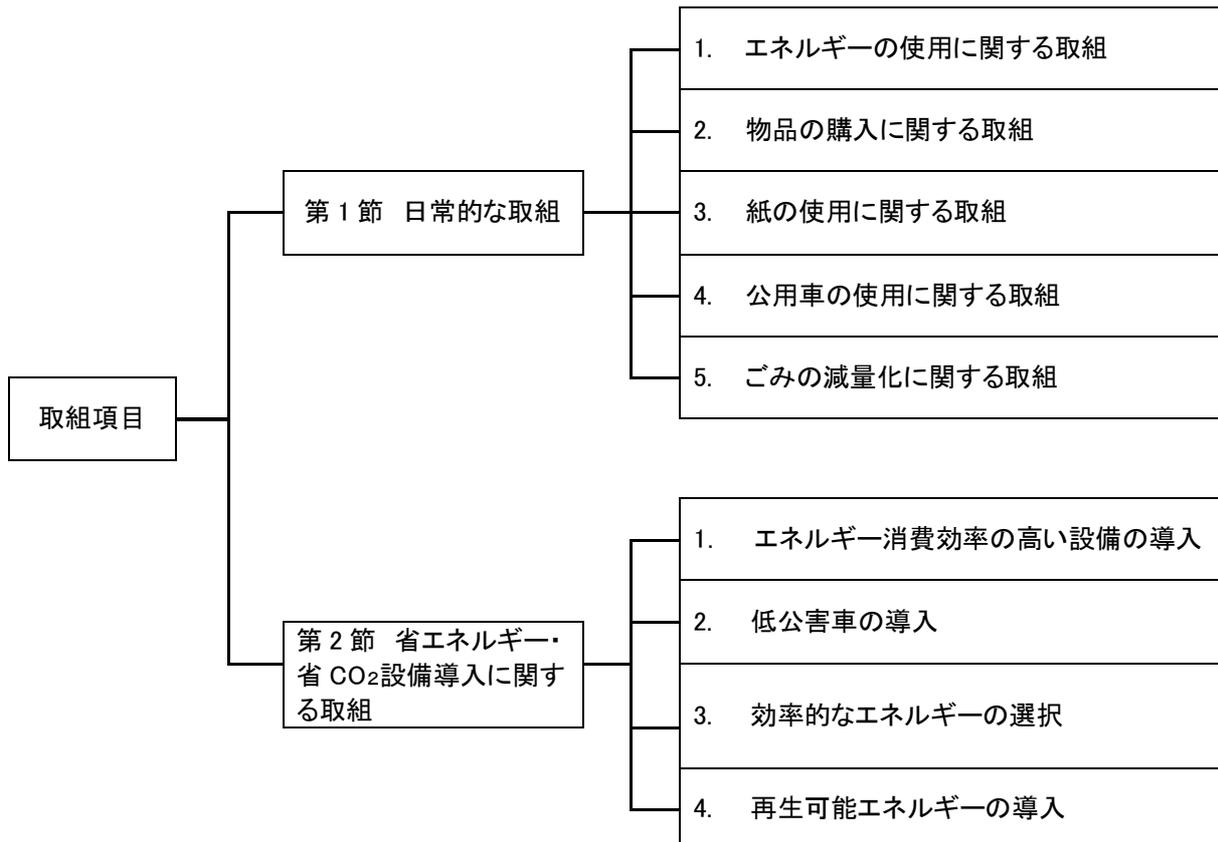


図4-1-1 本町が実施する主な取組

第1節 日常的な取組

本節では、庁舎及び各施設における日々の事務・事業の中で、心がけることによって温室効果ガスの排出を抑制する取組を、日常的な取組として示しています。

各職場における日常的な取組の推進にあたっては、推進員(各課の長)が中心となって、以下のような取組を促進します。

1. エネルギーの使用に関する取組

省エネルギー・省CO₂活動は、温室効果ガス削減に直接的に関わる重要な取組です。

本町では、以下の取組の推進により、自らが排出する温室効果ガス排出量の削減に加え、これらの普及啓発による町全体からの温室効果ガス削減を図ります。

- 空調機器の温度設定は、冷房温度は28℃以上、暖房温度20℃以下とし、中間期は外気を有効利用する(クールビズ・ウォームビズの推進)
- カーテン(グリーンカーテン含む)やブラインドを効率的に活用し、冷暖房効率を高める
- 昼休憩時や時間外勤務時には、必要箇所を除いて消灯する
- 晴天時の窓際の照明は、業務に支障のない範囲で、部分消灯に努める
- 廊下や階段等の共用スペースは、来客者に配慮した上で、支障のない範囲で消灯する
- 会議室、更衣室、トイレや給湯室は、必要がなくなった時点で消灯する
- OA機器は使用しないときは省電力(余熱)モードにし、昼休憩は電源を切るようにする
- ガスコンロの火力を抑制し、効率的な使用に努める
- 電化製品の購入時には、省エネルギー・省CO₂型の製品購入に努める

2. 物品の購入に関する取組

本町での物品等の購入については、温室効果ガスの排出量削減に配慮したエネルギー消費効率が高い製品を導入するため、「環境物品等の調達に関する基本方針(H22年2月5日変更閣議決定)」*に基づいた物品などの購入を推進します。

- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた製品など、環境に配慮した物品を購入する
- 詰め替え等により、繰り返し利用が可能な製品を購入する

* 環境物品等の調達の推進に関する基本方針

「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、環境物品等の調達を総合的・計画的に推進するために定められたもの。

環境物品等に係る基本的な考え方、および具体的な「各特定調達品目及びその判断の基準等」が記載されている。

3. 紙の使用に関する取組

日々の事務・事業の中で多くの紙を使用しています。紙の使用量の削減は廃棄物の量の削減に寄与するため、温暖化抑制のための有用な取組です。

したがって、紙の使用量の抑制のために以下の取組を行います。なお、個人情報に記載されている等の機密文書については従来通り、機密の保持を重視した処理を行うものとします。

- 庁内メール、庁内掲示板等を有効に活用し、文書のペーパーレス化を推進する
- 両面コピーの徹底や両面印刷を徹底する
- コピー機付近に、古紙回収箱を設け、両面使用済み用紙の回収を行い、古紙の再利用を図る
- ミスコピーを防ぐため、コピー前に原稿内容、サイズ、枚数の確認を行う(コピー機の使用前及び使用後にはリセットボタンを押すなど印刷モードを確認する)
- 使用済み用紙の裏面利用や、使用済み封筒の再利用に努める
- 会議資料等の簡素化を図り、必要最低限の枚数にとどめる

4. 公用車の使用に関する取組

公用車の適正な利用は、燃料使用量の削減や、大気汚染の防止につながる有用な取組です。本町では以下の取組を推進します。

- 近距離の移動時は、徒歩や自転車を有効活用し、自動車の利用を控える
- ふんわりアクセル「eスタート」でやさしい発進を心がける
- 加減速の少ない運転(定速走行)に努める
- 早めのアクセルオフとエンジンプレーキを活用する
- エアコンの使用を控える
- 無用なアイドリングをしない
- 不要な荷物は積まずに走行する
- 公共交通機関の利用に努める
- タイヤの空気圧のチェックなど公用車の定期的な点検・整備に努める

5. ごみの減量化に関する取組

ごみ行政の基本政策は、廃棄物等の発生を抑制するとともに、排出された資源物の再利用をより一層促進し、環境負荷への低減を図ることです。また、ごみの発生抑制を進めるためには、町だけではなく、住民、事業者が一体となって進める必要があります。

○ ごみ減量のための「4R」を推進する

① 発生回避(Refuse:リフューズ)

- ・ 店舗利用時には、レジ袋を受け取らず、エコバッグ(マイバッグ)を利用します。

② 発生抑制(Reduce:リデュース)

- ・ オフィスペーパーは、シュレッダーもしくはリサイクルのみとなるよう分別回収を徹底し、各職場でのごみ箱は、最小限に必要な数を設置します。
- ・ 詰替え可能な洗剤、事務用品などを優先的に購入・使用します。
- ・ 長期使用が可能な製品を購入するとともに、長く使用するよう心掛けます。

③ 再使用(Reuse:リユース)

- ・ 事務用品は、大切に使用し、最後まで使い切ります。
- ・ 事務用機器や電化製品などに不具合が生じた場合でも、修理して再使用するなど、可能な限り長期利用を図ります。

④ 再資源化(Recycle:リサイクル)

- ・ 使用済み用紙、新聞紙などの古紙回収BOXへの分別回収、リサイクルを徹底します。(但し、機密文書等については従来通り、機密の保持を重視した処理を行います。)
- ・ トナーカートリッジ、インクカートリッジなどのリサイクルを徹底します。

○ 町が主催する各種行事・イベントでは、廃棄物の抑制、分別、適正な処理・処分について配慮する

第2節 省エネルギー・省CO₂設備導入に関する取組

本節では、既存の設備・機器等の改修や更新時における温室効果ガスの排出を抑制するため、次の取組について検討します。

1. エネルギー消費効率の高い設備の導入

照明や空調などの電力やガス、灯油などのエネルギーの消費を伴う設備について、その設備の改修や、施設の大規模改修時に併せて、エネルギーの消費やCO₂排出量の少ない設備の導入を検討するとともに特定機器^{※1}については、エネルギー消費効率の高い機器の導入を検討します。

- 公共施設の新築・増改築・改修等にあたっては、省エネルギー・省CO₂に配慮した施設とする
- 省エネルギー型照明機器やLED照明への切り替えを行う
- ESCO事業^{※2}の導入の可能性を検討する

2. 低公害車の導入

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車を一般に「低公害車」といいます。

本町では、公用車買い替え時には、ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車又は低燃費かつ低排出ガス認定車などの低公害車の積極的な導入を進めていきます。

※1 特定機器

エネルギー多量消費機器(自動車、電気機器、ガス・石油機器等)のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律で指定するもの

※2 ESCO事業(Energy Service Companyの略)

ビルや工場などに対して、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業のことで、サービスを提供する会社は、顧客に省エネシステム等を提供しランニングコストを下げるかわりに、軽減した電気代などの光熱水費から一定の割合を受け取る仕組み

3. 効率的なエネルギーの選択

燃料はその種類によって、単位熱量あたりの温室効果ガス排出量(表4-2-1参照)が異なります。

本町では、このような情報を参考にして、可能な限り、温室効果ガスの排出が少ない燃料の選択を図ります。

表4-2-1 単位熱量あたりの温室効果ガス排出量

燃料	単位	単位燃料あたりの熱量 (MJ/kg, L, m ³)	単位熱量あたりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /MJ)
ガソリン	L	34.6	0.0671
灯油	L	36.7	0.0678
軽油	L	37.7	0.0684
A重油	L	39.1	0.0693
LPガス	Kg	50.8	0.0591
都市ガス	m ³	45.0	0.0509

参考資料・・・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条
 ※ 都市ガスの単位あたりの温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の規定による定期報告にて用いている都市ガス供給事業者である大阪ガス株式会社の排出係数です。

4. 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーとは、非化石エネルギーのうち、太陽光のように永続的に利用することができるエネルギーのことをいいます。

温室効果ガスを大幅に削減するためには、化石燃料に過度に頼らない、非化石エネルギーの活用を核とした社会へのシフトが必要です。主な再生可能エネルギーは、表4-2-2のとおりで、発電または熱として活用することができます。

表4-2-2 主な再生可能エネルギー

再生可能エネルギー	水力・地熱・空気熱等	
新エネルギー	発電分野	太陽光発電・バイオマス発電・風力発電・中小規模水力発電等
	熱利用分野	太陽熱利用・バイオマス熱利用等
	燃料利用	バイオマス燃料製造等

本町では、施設の大規模改修時に併せて再生可能エネルギーの導入についても検討し、化石燃料の消費に伴って発生する温室効果ガスの削減を図ります。

第5章 実施・運用について

第1節 作業の内容

本計画では、計画期間を平成24年度から平成28年度としています。計画期間中は、以下に示す作業を毎年度行います。

① 総排出量の算定

→ 温室効果ガスの発生要因となる活動量の調査を行い、毎年度の総排出量を算定します。

② 取組状況の把握

→ 本町職員の取組の状況を毎年度把握し、CO₂排出量や効果の「見える化」を図ります。

③ 評価

→ 算定した総排出量や取組の状況等から、当該年度における温室効果ガスの排出状況について評価を行います。

④ 見直し

→ 評価の結果から、必要に応じた見直しを行います。

⑤ 公表

→ 評価の結果について、広報紙とホームページによる公表を行います。

⑥ 推進

→ 職員のさらなる取組を図るために研修会等を開催します。

第2節 公表(住民への啓発)

本計画は、町の事務・事業から排出する温室効果ガスの削減について、具体的な目標を掲げるとともに、その達成状況を公表することにより、最終的に家庭、事業者における地球温暖化対策を促進するものです。

このため、毎年度、温室効果ガスの総排出量の算定や、職員の取組の状況等から、当該年度における温室効果ガスの排出状況についての評価は、広報紙やホームページ等のメディアなどを通じて公表していきます。

また、計画の達成状況の公表による啓発効果をより高め、家庭における省エネルギー・省CO₂行動を一層促進するため、次の啓発活動についても進めます。

1. 環境教育の推進

「環境展」や子どもへの環境教育を重視した「環境セミナー」の開催を通じて、住民の意識の向上に努めます。

2. ごみの発生抑制と分別の促進

廃棄物減量等推進員(ごみゼロ推進員)と連携して、ごみの発生抑制及び適正な分別排出を目的とした具体的な施策を住民・事業者・行政が一体となって展開し、温室効果ガスの排出抑制を進めます。

3. 省エネルギー・省CO₂に関する情報の提供

環境関連イベントをはじめ、広報紙やホームページ、環境家計簿によるCO₂の「見える化」の普及などを通じて、省エネルギーや省CO₂に関するあらゆる情報を発信し、住民や事業者への地球温暖化対策推進の機運を高めます。

第3節 推進体制

策定した計画は、全職員が一丸となって、着実に実施・運用していく必要があります。

そのために本町では、「熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に基づいて、計画の実施・運用を行うため、引き続き、推進責任者に対し、取組内容について評価・指導する権限を有する「総括推進責任者」を配置するとともに、各課における計画推進の中心的な役割を担う推進員への研修を進めるなど、本計画の実効性をより確実なものとなるよう取組みます。

計画の推進体制のフローは、図5-3-1に示すとおりです。

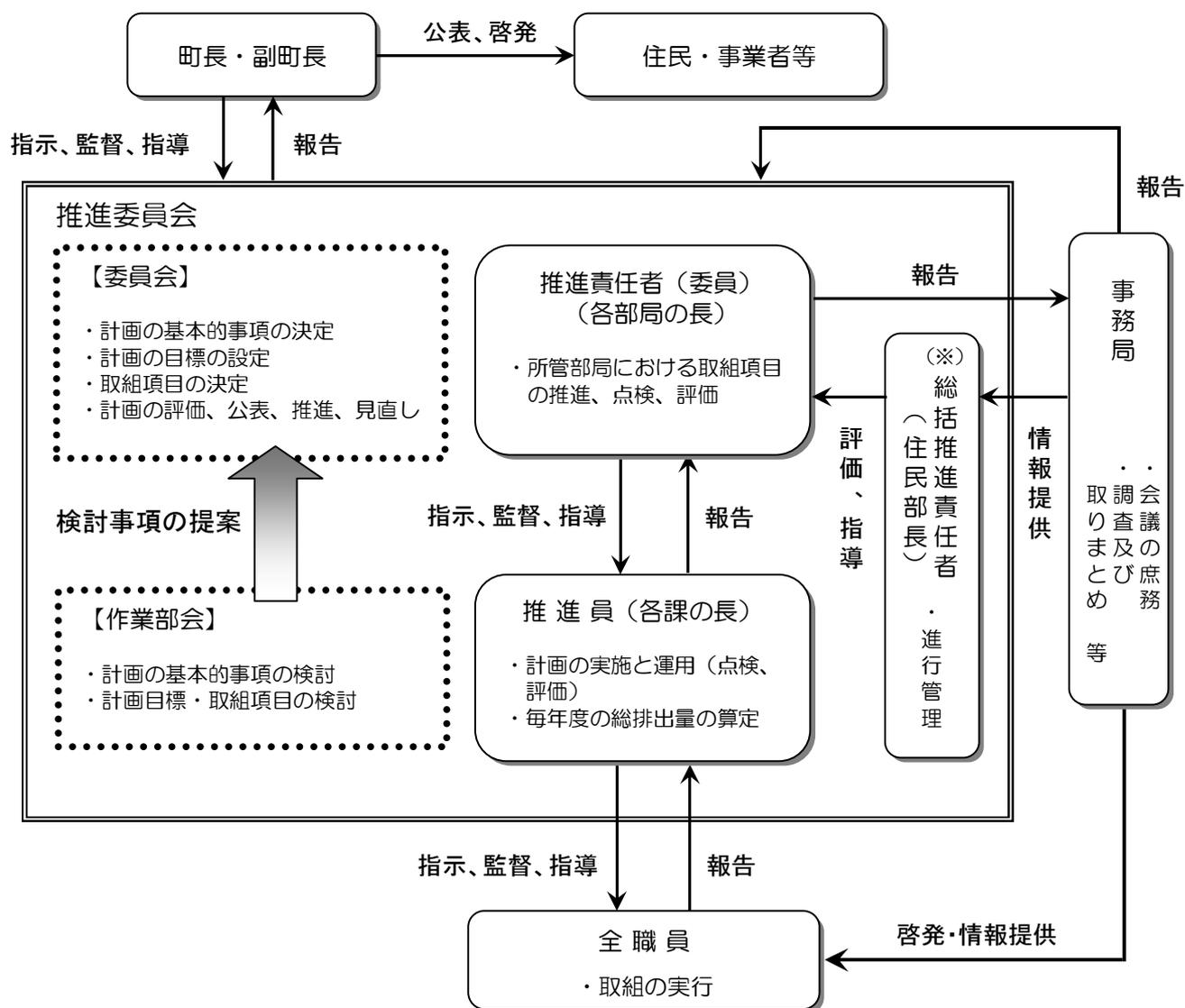


図5-3-1 計画の推進体制フロー

(※)総括推進責任者

本計画の実施・運用を確実なものとするため、推進委員会の中から、住民部長を任命し、本計画の定める範囲内において次の権限を有する。

総括推進責任者の責任と権限

- ・ 総括推進責任者は、推進責任者に対し、その所管する部局の取組内容について、評価、指導する責任を有する。なお、推進責任者は、総括推進責任者の評価、指導を踏まえて、本計画を推進しなければならない。
- ・ 総括推進責任者は、推進責任者に対し、所管する部局の取組状況について、いつでも報告、もしくは意見を求めることができる。
- ・ 総括推進責任者は、本計画を念頭においた予算編成及び予算執行がなされているかを調査し、所管する部局の推進責任者に対して、意見を述べる権限を有し、所管する推進責任者は、その意見を尊重しなければならない。

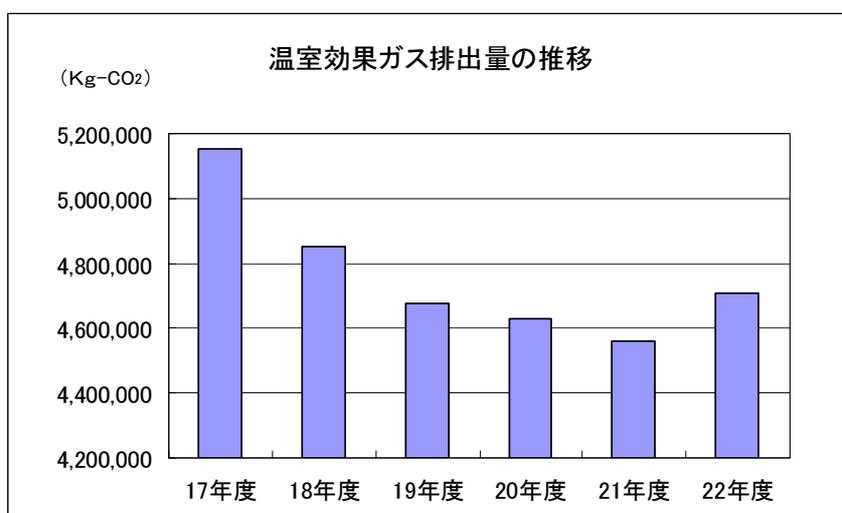
－ 資 料 編 －

＜資料－I 本町の活動量及び温室効果ガス排出量の推移＞

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22-17年度比較	
								増減量	増減率
電気使用量 (kwh)		11,099,698	10,645,742	10,090,116	10,156,100	9,958,273	10,316,929	-782,769	-7.1%
燃料使用量	ガソリン (L)	35,092	33,815	34,693	33,173	33,844	35,633	541	1.5%
	灯油 (L)	89,024	81,803	83,318	82,452	91,033	80,446	-8,578	-9.6%
	軽油 (L)	16,791	8,042	6,265	6,235	5,770	6,401	-10,390	-61.9%
	A重油 (L)	139,000	131,500	131,500	116,000	109,000	109,500	-29,500	-21.2%
	液化石油ガス (LPG) (kg)	49,220	44,251	41,695	39,513	38,539	40,110	-9,109	-18.5%
	都市ガス (Nm ³)	234,258	205,909	207,213	204,223	210,177	231,209	-3,049	-1.3%
	天然ガス (Nm ³)	6,645	9,041	8,938	8,811	8,803	8,664	2,019	30.4%
自動車の走行距離	ガソリン車 (km)	308,787	292,636	287,271	272,505	283,818	298,906	-9,881	-3.2%
	軽油車 (km)	68,293	21,889	14,227	15,243	15,097	14,888	-53,405	-78.2%
廃棄物焼却量	連続式 (t)	14,839	13,469	13,583	13,264	12,271	12,262	-2,577	-17.4%
	准連続式 (t)	804	823	894	779	665	679	-125	-15.6%
温室効果ガス排出量 (Kg-CO ₂)		5,153,614	4,848,503	4,676,751	4,627,983	4,560,404	4,705,571	-448,043	-8.7%

※ 活動量及び温室効果ガス排出量は、「第3期熊取町地球温暖化対策実行計画(以下、「本計画」とする。)」において対象とする組織及び施設の数値である。

※ 温室効果ガス排出量の算出については、本計画に規定する排出係数及び地球温暖化係数を用いて算出しています。



＜資料Ⅱ 熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱＞

(設置)

第1条 本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 実行計画に基づく事業の実施及び実行計画の点検、見直し等に関すること。
- (3) その他、実行計画の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、住民部長をもって充て、副委員長は、住民部理事(環境担当)をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会に、作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員会の所掌事務のうち、委員長が指示する事項について調査又は検討し、その結果を委員長に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会長は、住民部理事(環境担当)を充て、副部会長は、環境課長をもって充てる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会を統括し、部会を代表する。

7 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(総括推進責任者等)

第7条 委員会に、実行計画の実施及び運用の実効性を確保するため、総括推進責任者及び推進責任者を置く。

2 総括推進責任者は、住民部長をもって充て、推進責任者には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 総括推進責任者は、推進責任者を統轄し、次の業務を行う。

- (1) 実行計画の取組状況に係る調査、指導及び評価に関すること。
- (2) その他、実行計画の実施及び運用の実効性を確保するための措置に関すること。

4 総括推進責任者は、実行計画の実施及び運用に必要な範囲において、推進責任者に対し、関係資料の提出及び説明を要求することができる。

5 推進責任者は、当該担当する部局等に係る実行計画の実施及び運用の徹底を図ることを業務とする。

6 推進責任者は、第3項、若しくは第4項の規定に基づく総括推進責任者からの指示若しくは要求があったときは、当該指示若しくは要求を尊重しなければならない。

(推進員)

第8条 委員会に、実行計画に基づく取組を推進するため、推進員を置く。

2 推進員は、課長級に相当する職員のうち、委員長が指名する者をもって充てる。

3 推進員は、第7条第5項に基づく推進責任者からの指示若しくは要求があったときは、当該指示若しくは要求に従わなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民部環境課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

委 員	企画部長 総務部長 健康福祉部長 事業部長 上下水道部長 議会事務局長 消防長 教育次長
-----	---

別表第2(第6条関係)

部 会 員	企画財政課長 総務課長 にぎわい創造課長 環境課大原衛生公苑参事 環境センター所長 福祉課長 子ども家庭課長 まちづくり計画課長 道路課長 水とみどり課長 上水道課工務参事 下水道課長 消防本部総務課長 学校教育課長 生涯学習推進課長 図書館長
-------	---

<資料一Ⅲ 地球温暖化対策の推進に関する法律(関係部分抜粋)>

平成 10 年 10 月 9 日法律第 107 号

最終改正:平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条7に規定する割当量

二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量

三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

四 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量

五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

6 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

<中略>

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 政府実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

(事業活動に伴う排出抑制等)

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(日常生活における排出抑制への寄与)

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。